平成２６年（フ）第３８号
香川県観音寺市柞田町甲109番地４
債務者　林　　成人
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部
平成２６年（フ）第２０３号
北海道帯広市南の森西４丁目３番地６
債務者　鈴木　崇範
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第９号
北海道帯広市西11条南15丁目１番地９　カームコート１－Ｃ
債務者　島田　静香（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２６年（フ）第３１３号
盛岡市門２丁目１番19号　プルミエ壱番館202号
債務者　坂田　　亮
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２６年（フ）第３１４号
盛岡市門２丁目１番19号　プルミエ壱番館202号
債務者　坂田留美子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２７年（フ）第７号
岩手県八幡平市大更第34地割376番地４
コーポ東103号
債務者　髙橋百合子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２６年（フ）第６３９号
仙台市泉区上谷刈５丁目３番７号
債務者　渡部　礼奈
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第７０７号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目19番23号　サンハイツ桜ヶ丘101
債務者　山川　　昇
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第４１号
秋田県能代市住吉町５番１号　能代松原ホーム302号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
秋田地方裁判所能代支部
平成２６年（フ）第８４０号
千葉市稲毛区作草部町1013番地１　ライオンズマンション西千葉第２－602号
債務者　佐藤　良信
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９７９号
千葉県船橋市駿河台２丁目20番22号
債務者　森下　昌代
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９８５号
千葉市緑区あすみが丘３丁目23番地17　ヴェルテすみれ202号
債務者　大塚　明美
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９８９号
千葉県市川市入船11番19－107号　藤和シティホームズ行徳
債務者　大谷　岩男
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９９３号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番25棟302号
債務者　野田　美幸
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９９８号
千葉県習志野市津田沼５丁目６番６号　新五月女荘102号
債務者　高田　秋彦
成年後見人　犬伏　謙介
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第１００３号
千葉県市原市辰巳台西３－３　県営住宅辰巳台西第２　２棟－403号、住民票上の住所千葉県市原市八幡石塚１丁目19番地６　サンクレール八幡101
債務者　杉田　明美
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第１０２５号
千葉市中央区矢作町409番地１
債務者　北村　則子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係